

手延べ干しめんの日本農林規格の確認等の原案作成委員会会議規則

平成25年2月6日

(総則)

- 第1条 手延べ干しめんの日本農林規格の確認、改正又は廃止(以下「確認等」と総称する。)の原案の作成を行う原案作成委員会(以下「委員会」という。)の運営は、この規則に定めるところによる。
- 2 委員会の運営に関し、この規則に定めのないものについては、委員長の定めるところによる。

(委員会の職務等)

- 第2条 委員会は、JAS法施行規則第3条第1項の規定により、農林水産大臣から指示があったときは、同規則第3条第2項の規定により、日本農林規格の確認等の原案の作成を行う。
- 2 前項の原案は、「JAS規格の制定・見直しの基準」(平成24年2月24日農林物資規格調査会決定)に適合するように原案を作成しなければならない。
- 3 委員会の会議の議長は、委員長とする。

(委員長)

- 第3条 委員長は、委員の互選により選任する。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

- 第4条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の開催)

- 第5条 会議の開催に当たっては、開催日の2週間前までに次の各号に掲げる事項について独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「センター」という。)のホームページで公表する。
- (1) 会議の一般傍聴の募集に関する事項
- ア 会議の開催の日時及び場所
  - イ 会議の議題
  - ウ 会議の傍聴の申請方法、人数及び選出方法
- (2) 委員会の構成員以外の利害関係を有する者の意見陳述に関する事項
- ア 委員会の構成員以外の利害関係を有する者にその会議において意見を述べる機会を与える旨
  - イ その意見の要旨と提案理由の提出期限及び意見陳述の方法
  - ウ その他意見陳述の参考となる事項

(会議)

第6条 委員会の会議は、公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがあると認められる場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。

2 委員長は、議事の円滑な運営を確保するため、利害関係者又は傍聴人の退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

3 会議は、利害関係者又はその代理人による意見の陳述又は文書の配付（郵送、ファクシミリ又は電子メールによる意見の提出を含む。）を認める会議とする。意見の陳述又は文書の配付を希望する者は、前条第1項第2号イの規定により、センター規格検査部商品調査課にあらかじめ届け出て、委員長の承認を得なければならない。

4 前項の規定に係わらず、委員長が特に必要と認めた者は、会議に出席して意見を述べることができる。

5 前2項の規定により会議に出席して意見を述べる者は、委員長の指示に従わなければならない。

6 前3項の他、委員長は、必要があると認めるときは、利害関係者の意見を求めることができる。

(議事概要の公表及び保存)

第7条 会議の議事概要は、委員長の承認を受けた上で、センターのホームページに掲載するとともに、事務局において縦覧に供する。

2 会議の議事概要は、事務局にて少なくとも5年間保存する。

(小委員会)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、特定の事項を委員長の指名する委員及び当該事項に関して専門的知見を有する者によって構成する小委員会に付託し、検討させることができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、センター規格検査部商品調査課に置く。